



# 鳥取県公報

平成16年3月30日(火)

号外第43号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(25)(行政経営推進課)..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項(第5条、第6条関係)

- (1) 文化観光局を部に相当する局とすることとした。
- (2) 防災監を防災局に改めることとした。
- (3) 次に掲げる機関を本庁の機関とすることとした。

- ア 産業技術センター
- イ 農業大学校

(4) 課及び室の再編等

- ア 総務部福利厚生室を課に相当する室とすることとした。
- イ 県土整備部企画防災課を新設することとした。
- ウ 住宅環境課を住宅政策課に改めることとした。

2 附属機関に関する事項(第18条関係)

(1) 附属機関の庶務担当機関を変更することとした。

- ア 鳥取県公務災害補償等認定委員会及び鳥取県公務災害補償等審査会の庶務担当機関を福利厚生室(現行 職員課)とすることとした。
- イ 鳥取県文化芸術振興審議会の庶務担当機関を振興課(現行 文化観光局文化芸術課)とすることとした。
- ウ 鳥取県観光総合審議会の庶務担当機関を観光課(現行 文化観光局観光課)とすることとした。
- エ 鳥取県景観審議会の庶務担当機関を景観自然課(現行 文化観光局景観自然課)とすることとした。
- オ 鳥取県宅地建物取引業審議会の庶務担当機関を住宅政策課(現行 住宅環境課)とすることとした。
- キ 鳥取県公共事業評価委員会の庶務担当機関を企画防災課(現行 管理課)とすることとした。

(2) 鳥取県保育士試験委員を廃止することとした。

3 地方機関に関する事項

- (1) 各総合事務所の県土整備局に用地課を設置し、その所掌事務を定めることとした。(第26条の3関係)
- (2) 西部総合事務所農林局農林総務課を廃止することとした。(第26条の3関係)
- (3) 知的障害児施設に養護課及び自閉症・発達障害支援センターを設置することとした。(第60条関係)
- (4) 皆生小児療育センターの生活指導部を社会参加部に、通園指導部を通園部に改めることとした。(第66条関係)
- (5) 園芸試験場に砂丘地農業研究センターを設置することとした。(第117条関係)
- (6) 園芸試験場の試験地のうち北条試験地を廃止することとした。(第117条関係)

(7) 地方県土整備局に用地課を設置することとした。(第156条関係)

4 その他

内部組織、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、4の一部は、同年11月1日及び平成17年1月1日から施行することとした。

(2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 鳥取県消防顕彰金条例施行規則

イ 鳥取県公有財産事務取扱規則

ウ 鳥取県予算規則

エ 宅地建物取引業法施行細則

オ 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第25号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第1節の2 防災局の所管に属する機関（第20条の2・第20条の3）</p> <p>第2節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>第9款 <u>大山自然科学館（第34条の5の2）</u></p> <p>第3節 文化観光局の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第5款 <u>山陰海岸自然科学館（第36条の7・第36条の8）</u></p> <p>第6款 略</p> <p>第4節及び第5節 略</p> <p>第6節 商工労働部の所管に属する機関</p> <p>第1款及び第2款 略</p> <p>第3款 <u>産業体育館（第96条・第97条）</u></p> <p>第4款～第7款 略</p> <p>第7節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第7款 略</p> <p>第8款 削除</p> <p>第9款～第19款 略</p> <p>第8節～第10節 略</p> <p>第5章 雑則（第160条）</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）法第158条第1項の規定に基づき設置される本庁以外の<u>内部組織</u></p> <p>（4）法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設（<u>鳥取県産業技術センター及び鳥取県立農業大学校を除く。</u>）</p> <p>（部等及び局の名称等）</p> <p>第5条 鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部等は、次のとおりである。</p> <p>防災局 総務部 企画部</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第1節の2 防災監の所管に属する機関（第20条の2・第20条の3）</p> <p>第2節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>第3節 企画部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第5款 <u>自然科学館（第36条の7・第36条の8）</u></p> <p>第6款 略</p> <p>第4節及び第5節 略</p> <p>第6節 商工労働部の所管に属する機関</p> <p>第1款及び第2款 略</p> <p>第3款 <u>産業技術センター（第94条 - 第96条）</u></p> <p>第3款の2 <u>産業体育館（第96条の2・第96条の3）</u></p> <p>第4款～第7款 略</p> <p>第7節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第7款 略</p> <p>第8款 <u>農業大学校（第127条 第129条）</u></p> <p>第9款～第19款 略</p> <p>第8節～第10節 略</p> <p>第5章 雑則（第160条）</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）法第158条第1項の規定に基づき設置される本庁以外の<u>分課機関</u></p> <p>（4）法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設</p> <p>（部等及び局の名称等）</p> <p>第5条 鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部等は、次のとおりである。</p> <p>防災監 総務部 企画部</p>

文化観光局  
福祉保健部  
生活環境部  
商工労働部  
農林水産部  
県土整備部

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

総務部 人権局

農林水産部 水産振興局

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部等	局及び課	内 部 組 織
防災局	防災危機管理課	企画係・防災基盤係・情報システム管理室
	消防課	消防係・保安係・消防防災航空センター
総務部	略	
	職員課	給与管理室
	福利厚生室	
	略	
	税務課	企画係・課税係・税務調査係・市町村税制支援室
企画部	略	
	統計課	企画調整係・人口生計教育係・商工農林係・普及係・統計資料係
	文化観光局	
	振興課	鳥取砂丘室
	文化芸術課	
	国内交流推進室	

福祉保健部  
生活環境部  
商工労働部  
農林水産部  
県土整備部

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

総務部 人権局

企画部 文化観光局

農林水産部 水産振興局

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部等	局及び課	内 部 組 織	
防災監	防災危機管理課	企画係・防災基盤係	
	消防課	消防係・保安係・消防防災情報室	
総務部	略		
	職員課	福利厚生室	
	略		
	税務課	企画係・課税係・税務調査係・市町村税係	
企画部	略		
	統計課	企画調整係・人口生計教育係・商工農林係・普及係・統計資料係	
	文化観光局	振興課	
		文化芸術課	
		国内交流推進室	
		観光課	管理係・企画係・観光宣伝係
景観自然課		景観づくり係・公園施設係	

	観光課	調査指導係・地域魅力向上係・誘致宣伝係					
	景観自然課	景観づくり係・公園施設係					
福祉保健部	福祉保健課	総務係・保護係・援護係	福祉保健部	福祉保健課	総務係・地域福祉係・保護係・援護係		
	障害福祉課	計画・認定係・施設福祉係・在宅福祉係・精神保健福祉係		障害福祉課	管理係・施設福祉係・在宅福祉係・精神保健福祉係		
	長寿社会課	生きがい増進係・施設福祉係		長寿社会課	施設福祉係・生きがい増進係・国保指導係・国保医療係・介護保険室		
	子ども家庭課	次世代育成支援係・家庭福祉係・保育係		子ども家庭課	子育て支援係・家庭福祉係・保育係		
	略			略			
	健康対策課	健康管理係・地域保健係・予防係・健康増進係		健康対策課	管理係・地域保健係・予防係・健康増進係		
生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水環境室・自然エネルギー推進室	生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水質係・自然エネルギー推進室		
	略			略			
	循環型社会推進課	環境産業育成室		循環型社会推進課	リサイクル推進係・一般廃棄物係・廃棄物指導係・廃棄物施設係		
	男女共同参画推進課	企画係・雇用均等・両立支援係		男女共同参画推進課	企画係・普及推進係		
	略			略			
	住宅政策課			住宅環境課	管理係・住宅企画係・公営住宅係・下水道室		
商工労働部	経済政策課	総務係・経営支援係・金融係・企画推進室	商工労働部	経済政策課	総務係・商工団体係・金融係・企画推進室		
	略			略			
	産業開発課	産業支援係・産学官連携推進室・企業立地推進室		産業開発課	産業支援係・事業振興係・産学官連携推進室・企業立地推進室		
	産業技術センター	総務課			略		
		研究企画部				略	
		技術開発部			産業デザイン科・応用電子科・有機材料科	略	
機械素材研究所		生産システム科・無機材料科	略				
	食品開発研究所	食品技術科・応用生物科	略				
農林水産部	農政課	総務係・企画調整室・普及技術指導室	農林水産部	農政課	総務係・企画調整室・普及技術指導室		
	農業大学校	総務課・教育研修部					

略		
林政課	企画係・森林環境係・経営支援係・林産振興室・林業専門技術員室	
略		
水産振興局	水産課	漁業調整係・水産振興室・取締船
略		
県土整備部	管理課	総務係・建設業係
	企画防災課	企画係・技術調査係・土木防災係
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・県道係・国道係・農道係・安全施設係・高速道路推進室
	略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

- (1)及び(2) 略
- (3) 県民の安全に係る危機管理の総括に関すること。
- (4) 有事における国民保護に係る施策の総括に関すること。
- (5) 略
- (6) 消防・防災に係る情報システムに関すること。
- (7) 略
- (8) 防災局の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。
- (9) その他局内他課の所掌に属しないこと。

消防課

- (1)~(4) 略
- (5) 消防防災ヘリコプターの運航管理に関すること。
- (6) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支援に関すること。
- (7) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)~(10) 略
- (11) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞に

略		
林政課	企画係・森林環境係・経営支援係・林業専門技術員室	
略		
水産振興局	水産課	管理係・漁業調整係・漁業経営係・水産振興室・取締船
略		
県土整備部	管理課	総務係・工事契約係・用地係・建設業係・企画調整室・土木防災室
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・県道係・国道係・農道係・市町村道係・高速道路推進室
	略	

(防災監各課の所掌事務)

第6条の2 防災監各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

- (1)及び(2) 略
- (3) 防災に係る危機管理システムに関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 防災監の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

消防課

- (1)~(4) 略
- (5) 消防防災情報システムに関すること。
- (6) 消防防災ヘリコプターの運行管理に関すること。

(7) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)~(10) 略

関すること。

- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 部内の研修に関すること。
- (21) 略
- 県民室～管財課 略
- 職員課
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 職員の能力の向上に関すること。
- (4) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 職員の給与の支給手続に関すること(出納局集中化推進室が分掌するものを除く。)
- (8) 略
- (9) 略
- (10) その他人事管理に関すること。

福利厚生室

- (1) 職員の衛生管理に関すること。
- (2) 恩給(旧軍人及び旧軍属関係を除く。)並びに退職年金及び退職一時金に関すること。
- (3) 地方職員共済組合の業務に関すること。
- (4) 職員の互助会に関すること。
- (5) 公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (7) その他職員の厚生福利に関すること。

行政経営推進課

- (1)～(3) 略

財政課～人権局同和対策課 略

(企画部各課の所掌事務)

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- 県民室～管財課 略
- 職員課
- (1) 略
- (2) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 職員の衛生管理に関すること。
- (8) 恩給(旧軍人及び旧軍属関係を除く。)並びに退職年金及び退職一時金に関すること。
- (9) 地方職員共済組合の業務に関すること。
- (10) 職員の互助会に関すること。
- (11) 公務災害補償に関すること。
- (12) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (13) 略
- (14) その他人事管理及び職員の厚生福利に関すること。

行政経営推進課

- (1)～(3) 略

- (4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

財政課～人権局同和対策課 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課～協働推進室 略  
情報政策課

(1)及び(2) 略

(3) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

交通政策課及び統計課 略

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課～協働推進室 略  
情報政策課

(1)及び(2) 略

(3) 市町村に係る行政情報化の推進に関すること。

交通政策課及び統計課 略

文化観光局振興課

(1) 文化観光行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) その他局内他課の所掌に属しないこと。

文化観光局文化芸術課

(1) 文化芸術の推進に関すること。

(2) 県民文化会館に関すること。

(3) 童謡館に関すること。

(4) 倉吉未来中心に関すること。

文化観光局国内交流推進室

国内交流の推進に関すること。

文化観光局観光課

(1) 観光施策の企画に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光宣伝に関すること。

(4) コンベンションの振興に関すること。

(5) 観光振興団体及びコンベンション振興団体の育成及び指導に関すること。

(6) 観光振興に係る施設の整備に関すること。

(7) コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。

文化観光局景観自然課

(1) 景観形成の推進に関すること。

(2) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

(3) 自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館に関すること。

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

振興課

(1) 文化観光行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) 県民文化会館及び倉吉未来中心に関すること。

(4) 鳥取砂丘及び山陰海岸の周辺の振興の調整に関すること。

(5) 局の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(6) その他局内他課の所掌に属しないこと。

文化芸術課

(1) 文化芸術の推進に関すること。

(2) 総合芸術文化祭に関すること。

(3) 童謡館に関すること。

国内交流推進室

国内交流の推進に関すること。

観光課

(1) 観光施策の企画に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光宣伝に関すること。

(4) コンベンションの振興に関すること。

(5) 観光振興団体及びコンベンション振興団体の育成及び指導に関すること。

(6) 観光振興に係る施設の整備に関すること。

(7) コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。

景観自然課

(1) 景観形成の推進に関すること。

(2) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

(3) 山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課～医務薬事課 略

健康対策課

(1)～(4) 略

(5) 調理師の身分及び業務に関すること。

(6)～(11) 略

(12) 生活習慣病の対策に関すること。

(13)～(16) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)～(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 環境教育に関すること。

(17) 環境活動の推進に関すること。

(18) 狂犬病予防及び飼犬等の管理に関すること。

(19) 動物の愛護及び管理に関すること。

(20) 大山オオタカの森に関すること(管理に関することを除く。)

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課～医務薬事課 略

健康対策課

(1)～(4) 略

(5) 調理師(ふく調理師を除く。)の身分及び業務に関すること。

(6)～(11) 略

(12) 成人病の予防に関すること。

(13)～(16) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)～(10) 略

(11) 温泉に関すること。

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(21) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(22) 略

(23) 略

環境管理推進課

環境管理システムに関すること。

循環型社会推進課

(1)~(3) 略

(4) 環境及びリサイクルに関連する産業の育成に関すること。

(5) 略

男女共同参画推進課

(1) 略

(2) 男女の労働環境の整備並びに仕事及び育児の両立支援の促進に関すること。

(3) 略

県民生活課

(1)~(11) 略

(12) 略

(13) 温泉に関すること。

(14) 略

食の安全推進課

(1) 略

(2) ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。

(3)~(7) 略

住宅政策課

(1)及び(2) 略

(3) 民間賃貸住宅に関すること。

(4)~(8) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課及び経済交流課 略

産業開発課

(1)~(7) 略

産業技術センター

(1) 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること。

(2) 産業技術に関する試験、分析等に関すること。

(17) 略

(18) 略

環境管理推進課

(1) 環境管理システムに関すること。

(2) 環境教育に関すること。

(3) 環境活動の推進に関すること。

循環型社会推進課

(1)~(3) 略

(4) 略

男女共同参画推進課

(1) 略

(2) 女性労働に関すること。

(3) 略

県民生活課

(1)~(11) 略

(12) 狂犬病予防及び飼犬等管理に関すること。

(13) 動物の愛護及び管理に関すること。

(14) 略

(15) 略

食の安全推進課

(1) 略

(2) ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。

(3)~(7) 略

住宅環境課

(1)及び(2) 略

(3) 特定優良賃貸住宅に関すること。

(4)~(8) 略

(9) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課及び経済交流課 略

産業開発課

(1)~(7) 略

(8) 産業技術センターに関すること。

- (3) 産業技術の研修に関すること。
- (4) 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (5) 開放施設等の提供に関すること。

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1)~(8) 略
- (9) 地方農林振興局に関すること。
- (10)~(12) 略

農業大学校

- (1) 次代の農林業の担い手に対し必要な専門的知識及び技術を修得させること。
- (2) 農業者等の研修に関すること。
- (3) 農業者等の生涯学習及び国際交流に関すること。

経営支援課及び団体指導課 略

生産振興課

- (1)~(3) 略
- (4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (5) 略

畜産課及び耕地課 略

林政課

- (1)~(12) 略
- (13) 二十一世紀の森に関すること(管理に関することを除く。)
- (14) 略

森林保全課

- (1)~(9) 略

水産振興局水産課 略

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおりである。

- (1)~(8) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1)~(9) 略

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1)~(8) 略
- (9) 地方農林振興局及び農業大学校に関すること。
- (10)~(12) 略

経営支援課及び団体指導課 略

生産振興課

- (1)~(3) 略

(4) 略

畜産課及び耕地課 略

林政課

- (1)~(12) 略

(13) 略

森林保全課

- (1)~(9) 略

(10) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

水産振興局水産課 略

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおりである。

- (1)~(8) 略

(9) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の施行に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1)~(9) 略

(10) 土木に関する施策の企画及び技術の調整に関すること。

(11) 土木関係資材及び物資の需給調整に関すること。

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

企画防災課

- (1) 土木に関する施策の企画及び技術の調整に関すること。
- (2) 土木関係の資材及び物資の需給調整に関すること。
- (3) 建設災害事務の取りまとめに関すること。
- (4) 県土整備部が所掌する土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛りを含む。）の作成に関すること。

道路課～建築課 略

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管部長（防災監及び文化観光局長を含む。以下同じ。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第15条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務（防災監にあっては、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整を含む。）を掌理する。

2～6 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例（昭和39年鳥取県条例第53号）第2条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	職員課

- (12) 建設災害事務の取りまとめに関すること。
- (13) 県土整備部が所掌する土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛りを含む。）の作成に関すること。

- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

道路課～建築課 略

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管部長（防災監を含む。以下同じ。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第15条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2～6 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例（昭和39年鳥取県条例第53号）第2条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	職員課

鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条の規定による研修所の運営についての審議に関する事務		鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条の規定による研修所の運営についての審議に関する事務	
鳥取県公務 災害補償等 認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	福利厚生 室	鳥取県公務 災害補償等 認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	
鳥取県公務 災害補償等 審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務		鳥取県公務 災害補償等 審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務	
略			略		
鳥取県文化 芸術振興審 議会	鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	振興課	鳥取県文化 芸術振興審 議会	鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化観光 局文化芸 術課
鳥取県観光 総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第6号）第2条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	観光課	鳥取県観光 総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第6号）第2条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	文化観光 局観光課
鳥取県景観 審議会	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第20条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項に	景観自然 課	鳥取県景観 審議会	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第20条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項に	文化観光 局景観自 然課

	についての知事に対する意見 の具申に関する事務			についての知事に対する意見 の具申に関する事務	
略			略		
略			略		
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	長寿社会課	鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	長寿社会課
			鳥取県保育士試験委員	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第4項の規定による保育士試験の合格者の決定その他保育士試験に関する事務	子ども家庭課
略			略		
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	食の安全推進課	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第31号）第1条の規定によるふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験に関する事務	食の安全推進課
鳥取県宅地建物取引業審議会	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第73条の規定による宅地建物取引業に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅政策課	鳥取県宅地建物取引業審議会	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第73条の規定による宅地建物取引業に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅環境課
略			略		
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課	鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課
鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況並びに建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為についての調査審		鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況並びに建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為についての調査審	

	議に関する事務	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	企画防災課

略

鳥取県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育委員会事務局生涯学習課
------------	---	---------------

第1節の2 防災局の所管に属する機関

（内部組織）

第26条 大阪事務所に商工観光課及び農産流通課を置く。

（内部組織及び所掌事務）

第26条の3 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局及び県税事務所を置き、局及び県税事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

中	略		
部	福祉保	略	
総	健局	生活環境課	

	議に関する事務	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	

略

鳥取県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第11条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育委員会事務局生涯学習課
------------	---	---------------

第1節の2 防災監の所管に属する機関

（内部組織）

第26条 大阪事務所に商工観光課及び市場調査課を置く。

（内部組織及び所掌事務）

第26条の3 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局及び県税事務所を置き、局及び県税事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

中	略		
部	福祉保	略	
総	健局	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・



4 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。														
5 日野郡民の行政参画の推進に関すること。														
6 情報公開に係る事務に関すること。														
7 個人情報保護に係る事務に関すること。														
8 行政手続に係る事務に関すること。														
9 県税相談に関すること。														
10 市町村との連絡調整に関すること。														
11 国際交流の推進に関すること。														
12 人権施策の推進に関すること。														
13 過疎・中山間地域の振興に関すること。														
14 文化芸術の振興に関すること。														
15 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。														
16 観光の振興に関すること。														
17 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)														
18 建築確認申請の受付に関すること。														
19 大山地域の振興に関すること。														
20 自然公園に関すること。														
21 大山自然科学館に関すること。														
22 大山オオタカの森の管理に関すること。														
23 その他事務所内他課の所掌に属しないこと。														

3 各課(県民局各課を除く。)の所掌事務は、次のとおりとする。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

## 県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 旅券の発給に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (4) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

## 県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 日野郡民の行政参画の推進に関すること(日野総合事務所に限る。)
- (3) 旅券の発給に関すること(日野総合事務所に限る。)
- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 県税相談に関すること(日野総合事務所に限る。)
- (8) 市町村との連絡調整に関すること(中部総合事務所を除く。)
- (9) 国際交流の推進に関すること(日野総合事務所に限る。)
- (10) 同和対策に関すること(日野総合事務所を除く。)
- (11) 過疎・中山間地域の振興に関すること(中部総合事務所を除く。)
- (12) 文化芸術の振興に関すること(中部総合事務所を除く。)
- (13) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること(西部総合事務所を除く。)
- (14) 観光の振興に関すること(日野総合事務所に限る。)
- (15) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)(西部総合事務所を除く。)
- (16) 建築確認申請の受付に関すること(日野総合事務所に限る。)

## 県民局振興課

- (1) 市町村との連絡調整に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (2) 国際交流の推進に関すること(日野総合事務所を除く。)
- (3) 旅券の発給に関すること(西部総合事務所に限る。)
- (4) 過疎・中山間地域の振興に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (5) 大山地域の振興に関すること(西部総合事務所に限る。)
- (6) 文化芸術の振興に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (7) 観光の振興に関すること(日野総合事務所を除く。)

県税事務所県税総務課～福祉保健局生活環境課 略  
福祉保健局福祉総務課

(1)～(9) 略

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略

福祉保健局保健衛生課及び農林局農林総務課 略  
農林局農業振興課

(1) 農林局内の総合調整に関すること(西部総合事務所に限る。)

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(9)～(14) 略

- (15) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (16) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に属しない農林水産行政に関すること(西部総合事務所に限る。)

農林局農業改良普及所及び農林局地域整備課 略  
農林局林業振興課

(1)～(3) 略

く。)

県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関する  
こと。

(2) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

県税事務所県税総務課～福祉保健局生活環境課 略  
福祉保健局福祉総務課

(1)～(9) 略

- (10) 同和事業に関すること。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略

福祉保健局保健衛生課及び農林局農林総務課 略  
農林局農業振興課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(8) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の  
施行に関すること。

(9)～(14) 略

農林局農業改良普及所及び農林局地域整備課 略  
農林局林業振興課

(1)～(3) 略

(4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

農林局大規模基盤整備室～県土整備局維持管理課 略  
 県土整備局用地課

- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- (2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。
- (3) 不動産の登記に関すること。

県土整備局計画調査課

- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること。
- (2) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

- (1) 道路工事及び都市計画事業（下水道に関する事業を除く。）に係る工事（以下この項において「道路工事等」という。）の調査設計に関すること（県

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略

農林局大規模基盤整備室～県土整備局維持管理課 略

県土整備局計画調査課

- (1) 道路、河川その他土木に関する工事（以下「土木工事」という。）の計画調整、調査設計に関すること。
- (2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。
- (3) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）及び土木工事に係る損害の賠償又は補償の総合調整に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

- (1) 道路工事及び都市計画事業（下水道に関する事業を除く。）に係る工事（以下「道路工事等」という。）に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）
- (3) 不動産の登記に関すること。
- (4) 道路工事等の調査設計に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）

土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

県土整備局河川砂防課

- (1) 略
- (2) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事 (以下この項において「河川工事等」という。)の調査設計に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 略
- (4) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(西部総合事務所に限る。)
- (5) ダムの維持管理に関すること(日野総合事務所を除く。)
- (6) 略
- (7) 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県 東部県 税事務 所	総務課	庶務係・管理係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (5) 庶務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない県税事務所の所掌事務に関すること。

県税総務課

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

県土整備局河川砂防課

- (1) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事 (以下「河川工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 河川工事等に係る損害の賠償又は補償に関する こと。
- (3) 略
- (4) 河川工事等の調査設計に関する こと(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 略
- (6) 不動産の登記に関する こと。
- (7) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(日野総合事務所を除く。)
- (8) ダムの維持管理に関する こと(西部総合事務所に限る。)
- (9) 略
- (10) 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県 東部県 税事務 所	県税総務課	管理係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県税総務課

- (1)~(3) 略
- (4) 納税貯蓄組合の指導に関すること(西部県税事務所に限る。)
- (5) 略  
収税課及び課税課 略

3 略

(所掌事務)  
第34条の5 略

第9款 大山自然科学館

(名称及び位置)

第34条の5の2 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)第2条の規定により設置された自然科学館のうち大山自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町

第3節 文化観光局の所管に属する機関  
第5款 山陰海岸自然科学館

(名称及び位置)

第36条の7 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例第2条の規定により設置された自然科学館のうち山陰海岸自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 次の表の第1欄に掲げる福祉保健局ごとに、それぞれ同表の第2欄及び第3欄に掲げる支局及び課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県 東部福 祉保健 局	略	
	生活環境課	
鳥取県 西部福 祉保健 局	略	
	生活環境課	

- (1)~(3) 略
- (4) 納税貯蓄組合の指導に関すること(東部県税事務所及び西部県税事務所に限る。)
- (5) 略  
収税課及び課税課 略

3 略

(所掌事務)  
第34条の5 略

第3節 企画部の所管に属する機関  
第5款 自然科学館

(名称及び位置)

第36条の7 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)第2条の規定により設置された自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 次の表の第1欄に掲げる福祉保健局ごとに、それぞれ同表の第2欄及び第3欄に掲げる支局及び課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県 東部福 祉保健 局	略	
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県 西部福 祉保健 局	略	
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

2 各課及び八頭支局の所掌事務は、次のとおりとする。  
 福祉企画課  
 (1)~(5) 略  
 (6) 福祉保健局の庶務(鳥取県東部福祉保健局にあつては鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を、鳥取県西部福祉保健局にあつては鳥取県立米子児童相談所の庶務を含む。)に関すること(八頭支局の所掌に属するものを除く。)  
 福祉保健課~生活環境課 略  
 八頭支局 略

(所掌事務)  
 第59条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の自立生活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)  
 第60条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置き、課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係を置く。

(内部組織)  
 第66条 皆生小児療育センターに事務部、医務部、看護部、社会参加部及び通園部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

(内部組織及び所掌事務)  
 第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県	略	
鳥取保健所	生活環境課	
略		
鳥取県	略	
倉吉保健所	生活環境課	
鳥取県	略	
米子保健所	生活環境課	

2 各課及び八頭支局の所掌事務は、次のとおりとする。  
 福祉企画課  
 (1)~(5) 略  
 (6) 庶務に関すること(八頭支局の所掌に属するものを除く。)  
  
 福祉保健課~生活環境課 略  
 八頭支局 略

(所掌事務)  
 第59条 知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させてこれを保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

(内部組織)  
 第60条 知的障害児施設に総務課及び育成課を置き、課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係を置く。

(内部組織)  
 第66条 皆生小児療育センターに事務部、医務部、看護部、生活指導部及び通園指導部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

(内部組織及び所掌事務)  
 第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県	略	
鳥取保健所	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
略		
鳥取県	略	
倉吉保健所	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県	略	
米子保健所	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

健所	
略	

(設置)

第77条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)第2条の規定により設置された衛生環境研究所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡羽合町

(内部組織)

第79条 衛生環境研究所に総務課、企画調整室、保健衛生室、食品衛生室、水環境室、環境化学室及び大気・地球環境室を置く。

第90条から第95条まで 削除

健所	衛生係・廃棄物対策係
略	

(設置)

第77条 衛生環境研究所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡羽合町

(内部組織)

第79条 衛生環境研究所に総務課、企画調整室、保健衛生室、水環境室、環境科学室及び大気・地球環境室を置く。

第90条から第93条まで 削除

第3款 産業技術センター

(名称及び位置)

第94条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)第1条の規定により設置された産業技術センターの名称及び位置は次のとおりである。

名称	位置
鳥取県産業技術センター	鳥取市、米子市及び境港市

(所掌事務)

第95条 産業技術センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること。
- (2) 産業技術に関する試験、分析等に関すること。
- (3) 産業技術の研修に関すること。
- (4) 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (5) 開放施設等の提供に関すること。

(内部組織)

第96条 産業技術センターに総務課研究企画部、機械素材研究所及び食品開発研究所を置き、部及び研究所の事務を分掌させるため、研究企画部に企画室及び技術開発室を、技術開発室に応用電子科、有機材料科及び産業デザイン科を、機械素材研究所に生産システム科、無機材料科を、食品開発研究所に食品技術科及び応用生物科をそれぞれ置く。

**第3款 産業体育館**

(名称及び位置)

第96条 略

(所掌事務)

第97条 略

第98条から第100条まで 略

(内部組織)

第117条 園芸試験場に、総務課、果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、センター、分場及び試験地を置く。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県園芸試験場砂丘地農業研究センター	東伯郡北条町

3 略

4 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県園芸試験場河原試験地	八頭郡河原町
略	

**第8款 削除**

第127条から第129条まで 削除

**第3款の2 産業体育館**

(名称及び位置)

第96条の2 略

(所掌事務)

第96条の3 略

第97条から第100条まで 略

(内部組織)

第117条 園芸試験場に、総務課、果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、分場及び試験地を置く。

2 略

3 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県園芸試験場河原試験地	八頭郡河原町
鳥取県園芸試験場北条試験地	東伯郡北条町
略	

**第8款 農業大学校**

(名称及び位置)

第127条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立農業大学校	東伯郡関金町

(所掌事務)

第128条 農業大学校は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次代の農林業の担い手に対し必要な専門的知識及び技術を修得させること。
- (2) 農業者等の研修に関すること。
- (3) 農業者等の生涯学習及び国際交流に関すること。

(内部組織)

第129条 農業大学校に総務課及び教育研修部を置く。

(所掌事務)

第144条 林業試験場は、次の各号に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)~(9) 略
- (10) 二十一世紀の森の管理に関すること。
- (11) 略

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県	略	
鳥取地方県土整備局	維持管理課	
	用地課	
	略	
鳥取県	略	
八頭地方県土整備局	維持管理課	
	用地課	
	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課及び維持管理課 略  
用地課

- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること(鳥取環状道路に関する工事(以下「鳥取環状道路工事」という。)に係るものを除く。)
- (2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関すること(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)
- (3) 不動産の登記に関すること。

計画調査課

- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

- (2) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛かりを含む。)に関すること。

- (3) 略

道路都市課及び道路整備課

(所掌事務)

第144条 林業試験場は、次の各号に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)~(9) 略
- (10) 略

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県	略	
鳥取地方県土整備局	維持管理課	
	略	
鳥取県	略	
八頭地方県土整備局	維持管理課	
	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課及び維持管理課 略

計画調査課

- (1) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事(以下「土木工事」という。)の計画調整、調査設計に関すること(鳥取環状道路に関する工事(以下「鳥取環状道路工事」という。)に係るものを除く。)

- (2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件等の計画及び調整に関すること(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

- (3) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛かりを含む。)及び土木工事に係る損害の賠償又は補償の総合調整に関すること。

- (4) 略

道路都市課及び道路整備課

- (1) 道路工事(鳥取環状道路に係るものを除く。)及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下「道路工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調

(1) 道路工事(鳥取環状道路工事を除く。)及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下この項において「道路工事等」という。)の調査設計に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(2) 略

(3) 略

河川砂防課

(1) 河川工事、海岸工事及び砂防工事(以下この項において「河川工事等」という。)の調査設計に関すること(計画調査課に係るものを除く。)

(2) 略

(3) 略

(4) 略

鳥取環状道路建設推進室及び建築住宅課 略

整に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(3) 不動産の登記に関すること。

(4) 道路工事等の調査設計に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(5) 略

(6) 略

河川砂防課

(1) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(計画調査課に係るものを除く。)

(2) 河川工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 不動産の登記に関すること。

(4) 河川工事等の調査設計に関すること(計画調査課に係るものを除く。)

(5) 略

(6) 略

(7) 略

鳥取環状道路建設推進室及び建築住宅課 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条の改正(鳥取県ふく処理師試験委員の項の改正に限る。) 平成16年11月 1日

(2) 第 9条健康対策課の項第 5号及び第10条食の安全推進課の項第 2号の改正 平成17年 1月 1日

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項	改正前	改正後
鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)	第 6条第 3項	職員課長	総務課長
鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)	第 2条第 1号	及び防災監	、防災局及び文化観光局
	第 5条第 1項	防災監	防災監及び文化観光局長
鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)	第 2条第 1号	防災監	防災監及び文化観光局長
宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)	様式第 1号	鳥取県生活環境部住宅環境課	鳥取県生活環境部住宅政策課

鳥取県警察職員顕彰条例施行規則（昭和42年鳥取県規則 第56号）	第4条第3項	職員課長	福利厚生室長
		及び警備部長	、警備部長及び首席監察 官